

令和6年度
介護サービス事業所
集団指導

多治見市役所 福祉部 高齢福祉課

居宅届出書の取り扱い

～昨年度からの変更について～

「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」について被保険者との契約が締結されている場合は事前提出を可能とする。

【この運用に伴う日付の取り扱い】

・保険証に表記すべき日付は、様式の規定として届出日となっています。

※システム上、届出日と登録日の取り扱いがあり、被保険者証には記載されませんが、申請書に記載されている日付を登録しておりますので、請求はその日付から行うことができます。

・登録日は、届出書の控えやアセスメント票等で管理・確認できるようにしてください。

標準様式への移行（経過措置R6.9.30まで）

- 指定の申請や変更の届出等の様式については、令和6年4月1日以降、厚生労働大臣が定める様式（指定申請書等）及び標準様式（勤務表等）により行うこととされました。

（参考）令和5年12月19日付け国事務連絡

「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式について」

厚生労働大臣が定める様式等については、以下の国ホームページをご確認願います。（市ホームページに掲載している様式についても 更新予定）厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001180618.pdf>

電子申請システムの導入に向けた取り組み

年度内を目標に進めているところ
(メリット)

様式の標準化を並行して行う(令和6年10月1日予定)

- ...全国共通の様式となり、書類作成の負担を軽減する。
- ...原本提出、事前相談等が無ければ郵送・来庁が不要。

併せて、本市では添付書類の見直し(削減)予定

その他

- 1 個人情報管理について
- 2 審査会後の電話連絡について
- 3 審査会日程の問い合わせについて
- 4 介護認定の見込みについて